

検討すべき事項	12月9日第一回部会における主要意見等	規格の検討方向（案）
1. 規格の適用の範囲	- 加工食品であるが、製茶についても生産情報公表JAS規格の対象として頂きたい。 - この部会では、生鮮食品を対象とすることでよいのではないか。	具体的な例としては、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げられている農産物を対象とする。 野菜：根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類 きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜 果実：かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、 熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実 米穀：玄米、精米 雑穀：とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、はとむぎ、 その他の雑穀 豆類：大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、 緑豆、落花生、その他の豆類 （製茶を含め加工食品の生産情報公表JAS規格は、別途検討することとする。）
2. 生産情報の公表単位	- 品種、単位等細かく決められると、色々と制約があり普及しにくい面がある。 - 栽培履歴等が管理できる組織の組合、生産部会や支部の単位として頂きたい。 - 生産者グループや農協単位として行った方がよい。 - どのような内容の情報を公表するかにより、決まってくる部分もある。 - 農薬等の使用条件が同じにすることができる範囲で議論した方がよい。 - 生産部会・グループ単位で、農薬の回数、肥料の使用量、栽培基準等を定め、その情報を公表した方がよい。 - 個々の生産農家を単位とするのではなく、同じ栽培基準で栽培しているグループを単位とした方がよいと思います。	単一の生産情報とすることができる生産部会・生産者グループ等の単位とする。 （生産部会・生産者グループ等で栽培基準等を定め生産情報を管理していることが前提となる。）

3. 公表される生産情報

- ・ 生鮮食品は鮮度を目でみて判りますので、出荷日、収穫日は公表する必要はないと思います。
- ・ ほ場の住所、出荷者の氏名・住所は栽培責任者、確認責任者と整合性をとっていただきたい。
- ・ 農産物毎に出荷日を公表するものと公表しないものに細かく分けずに、一律に出荷日を公表すべきである
- ・ 長く保存できる農産物については出荷日、鮮度低下の早いものについては収穫日としてはどうか。
- ・ コストと普及を考えた場合、出荷日は馴染まない。
- ・ 出荷日、収穫日については、強制情報とするのではなく、任意情報とすればいいのではないか。
- ・ 生産情報の中に何らかの日付情報を入れることにより、情報の信頼性が高まるので、何らかの日付を公表することは必要ではないか。

4. 農薬の使用情報

- ・ 生産者グループ内で決めた農薬や使用回数等の情報をグループの情報として公表すればいいのではないか
- ・ 使用目的については、あまり情報を多くすると消費者にわかりにくくなるので、公表する必要はない。
- ・ 総使用回数については、集団として情報を公表すればいいのではないか。
- ・ 商品名毎に成分含有率が違うので、成分名を記載する方がいいのではないか。
- ・ 使用量、希釈倍率の情報を公表する必要はない。
- ・ 農薬の使用回数の情報でいいと思います。

【公表生産情報（案）】

- ・ 品 目 【いちご】
- ・ 品 種 （種苗法に基づく登録をされたものに限る。）
- ・ 管理者の氏名及び住所 （グループ全ての者）
（管理者：ほ場における栽培管理を行う者）
- ・ ほ場の所在地 【〇県〇市〇町〇〇番地】
- ・ 収穫日 【15年12月1日】
【15年12月1日又は〇月〇日～〇月〇日】
- ・ 農薬の使用情報
- ・ 肥料及び土壌改良資材の使用情報

（栽培方法（原木栽培・菌床栽培・水耕栽培・ハウス等）について必須情報とするかどうか）

【農薬の使用情報（案）】

① 農薬の分類（用途名）及び名称

② 使用回数

（記録は個々の農家で記載し、グループでの公表が一番多い回数とする。）

【公表情報例】

用 途 名	名 称	回 数
殺 菌 剤	石灰硫黄合剤	1回以下
殺 虫 剤	除虫菊乳剤	2回以下
除 草 剤	2, 4-P A水溶剤	1回以下

（注）名称は、主成分を示す一般的名称とする。
（化学合成農薬の当地比〇割減の情報を公表する場合にあっては、当該産地の慣行的に行われている使用回数を併せて公表してあること。）

【当地比〇割減の情報を公表する場合の例】

用 途 名	名 称	回 数	当地比慣行
殺 菌 剤	石灰硫黄合剤	1回以下	8回
殺 虫 剤	除虫菊乳剤	2回以下	
除 草 剤	2, 4-P A水溶剤	1回以下	

（農薬の詳細情報については、（独）農薬検査所
<http://www.acis.go.jp/>で入手できます。）

5. 肥料及び土壌改良資材の使用情報

- ・ 保証成分量については、肥料の名称、施肥量をたどればわかるので、公表する必要はないのではないかと。
- ・ 購入堆肥、自分で作ったものは作った方法も含め情報とした方がいいと思います。
- ・ 硝酸濃度については、栽培環境により異なり、基準もないので表示はしない方がいいと思います。
- ・ 肥料の使用について、生産者は法律を遵守しているので、使用した肥料を全て公表していただきたい。
- ・ 土壌改良資材についても、すべて公表していただきたい。
- ・ 畑に使用したものはすべて公表情報にするべきだと思います。
- ・ 土壌改良資材や堆肥については、生産者が記帳する必要がありますが、公表の必要はないと思います。

6. 特別栽培農産物の取扱

- ・ ガイドラインと生産情報公表農産物の規格は、考え方や語句の表現方法等について整合性を図っていただきたい。

【肥料及び土壌改良資材の使用情報（案）】 肥料及び土壌改良資材の種類及び量

【公表情報例】

種 類	量
硫酸アンモニア	窒素〇 k g / 1 0 a
過りん酸石灰	—
堆肥	—

（土壌改良資材（地力増進法第11条第1項の政令で定めるものに限る。）や堆肥についても、全て公表することとする。）
（化学肥料の窒素成分量の当地比〇割減の情報を公表する場合にあっては、当該産地の慣行的に行われている化学肥料の窒素成分量を併せて公表してあること。）

【当地比〇割減の情報を公表する場合の例】

種 類	量	当地比慣行
硫酸アンモニア	窒素 2 k g / 1 0 a	窒素 4 k g / 1 0 a
過りん酸石灰	—	—
堆肥	—	—

（肥料の詳細情報については、（独）農業・生物系特定産業技術研究機構果樹研究所 <http://www.fruit.affrc.go.jp/kajunoheya/fertilizers/fertmain.html> で入手できます。）

（参考）特別栽培農産物の取扱

【農林水産省新ガイドラインによる表示例】

特別栽培はくさい	
化学合成農薬	当地比〇割減（使用回数）
化学肥料	当地比〇割減（窒素成分）
栽培責任者	〇〇〇〇
所在地	〇県〇市〇町〇〇番地
連絡先	電話番号
確認責任者	〇〇農協〇〇課
所在地	〇県〇市〇町〇〇番地
連絡先	電話番号

【化学合成資材の使用状況】

使用資材名	用途	回数・量
〇〇〇〇〇	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回
▲▲▲▲▲	元肥	窒素 4 k g / 1 0 a
▼▼▼▼▼	追肥	窒素 1 k g / 1 0 a

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 栽培責任者及び確認責任者をおくことになっているが、特定 J A S では、生産行程管理責任者及び格付担当者となっている・ 特別栽培農産物は、個々の製品に表示するか店頭表示とされている。一方、生産情報公表 J A S 規格は、インターネット等による公表事項となっている。
(J A S 格付品にあつては、特別栽培農産物の表示事項を免除し、インターネット等による公表事項とするかどうか) |
|--|---|